六供清掃工場の余剰電力を活用した自己託送実証事業を実施します

六供清掃工場で発電した余剰電力について、一般送配電事業者が維持・運営する送配電 ネットワークを介して、市有施設に送電・活用する自己託送実証事業を開始します。

1 実証事業の概要

六供清掃工場で発電した余剰電力を市有施設に送電して活用するエネルギー地産地消モデル実証事業をJFEエンジニアリング株式会社及びアーバンエナジー株式会社と協働して実施します。対象となる施設では、ベース電力を自己託送で賄い、不足する電力は小売供給を受けます。

2 目的・意義

廃棄物の処理に伴い発生する熱を利用して発電するエネルギーは、化石燃料(石炭、石油、天然ガス等)を燃やす火力発電と異なり、カーボンニュートラルなエネルギーと言われているため、六供清掃工場で発電した余剰電力の活用によって市有施設において使用する電力の低炭素化を図ることができます。

また、市有施設で生み出した電力を自ら使用することによって、電力の地産地消を実現するとともに、電力料金の低減効果が期待されます。

実証事業によって自己託送を行うことが有効である旨の結果が得られた場合は、本格 導入を目指すこととします。

3 協定の締結

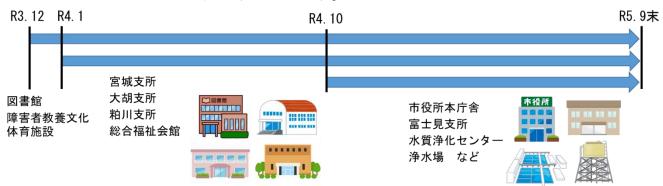
「六供清掃工場の余剰電力を活用した自己託送実証事業に関する協定」 (令和3年8月31日締結)

4 スケジュール

実証期間 令和3年12月から令和5年9月末まで

対象施設 図書館、障害者教養文化体育施設にて六供清掃工場からの自己託送を開始し、翌月から支所や総合福祉会館を順次追加します。

令和4年10月からは市役所本庁舎や水質浄化センター等、大規模な施設を追加して実施する予定です。



担 当 環境森林課 環境政策係

電 話 027-898-6292 (内線: 3292)